

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

初回の有効期間

金沢市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

※初回の更新手続きについては、金沢市企業局より事前に通知します。

申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2) 誓約書（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）
- (6) 地図、外観写真（全景と商号看板）

金沢市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新に係る事務手続き手数料（金沢市水道給水条例第30条第1項第2号による）

5,000円

更新制度に関するお問い合わせ

企業総務課 TEL076-220-2374